

的必要をつかみ、総合的につりあいのとれた家計設計の型紙を作成する。

2. 昭和36年度より食物、住居、経済の3部門を、昭和38年度に被服部門を加え、合せて4部門を設定し、それぞれ数名の委員により研究委員会を構成し合議した。

まず、農家の標準世帯（家族数6名、2タイプ）をきめ、これにもとづいて、農家の実態と願望を把握するための現地調査を数カ所で行いその結果を参考に、既存資料、委員の意見等により協議を重ね、各部門の調整を行いつつ、一定の手順をふんで地域営農型態、家族構成などの差異に対応せしめる基準案の原案を作成した。

3. 上記の方法により原案を作成したが、現在までに明らかにされていることについての中間報告を各部門より行う。

C—23 生活改善総合対策樹立のための調査研究
（家庭経済部門）の中間報告
—農家の標準世帯の設定について—

農林省生活改善課 松平 友子
桑田 百代
木村 直雄
山本 松代
○水沼 有

1. 農業基本法においても既に農家の生活水準の向上がうたわれているが、しかし、その生活の内容即ち消費生活の物的もしくは質的構造がどのようなものであるかがはっきりせず、したがって農家生活の水準測定の目安がないに等しい。農家の側からも各自の家計の配分が適当であるか、どうかを比較する基準になるものの要望が出ているが、現在までのところでは構成人員別の好ましいあり方の基準がなく、生活改良普及員もはっきりした線が出せない現状である。そこで好ましい生活の質量